

泉佐野市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市内への移住・定住の促進及び本市内企業等における高度人材をはじめとする人手不足の解消に資するため、東京圏から泉佐野市に移住し、かつ泉佐野市内で就業又は起業等した者に対し、予算の範囲内において泉佐野市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に属する市町村のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の過疎地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条第1項の振興山村、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の離島振興対策実施地域、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項の小笠原諸島を含まない市町村をいう。
- (3) 申請者 泉佐野市移住支援金の交付を申請しようとする者

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第3号までのいずれかの要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては第3号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること

（ア）転入日の前日までの直近10年間のうち、次に掲げる要件に該当する期間の合計が通算3年以上であること。

A 東京23区に在住していた期間

B 東京圏に在住し、かつ、雇用保険（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する雇用保険をいう。以下同じ。）の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していた期間

C 東京圏に在住し、かつ、東京23区に存する大学等に通学していた期間

（イ）転入日の前日までに次に掲げる要件に該当する期間の合計が、連続して1年以上であること。ただし、B及びDの期間については、転入日の前日から3月前まで

を当該1年の起算点とする。

A 東京23区に在住していた期間

B 東京圏に在住し、かつ、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していた期間

C 東京圏に在住しつつ、東京23区に存する大学等に進学し、東京23区内の企業等へ就職する期間

D 東京圏に在住し、かつ、東京23区に存する大学等に通学していた期間

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和5年4月1日以降に泉佐野市へ転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して泉佐野市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有する者、又は外国籍を有する者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他市長が支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業等に関する要件

別表に掲げる区分に応じた要件に該当すること

(3) 世帯に関する要件（2人以上の世帯として申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入日から3月以上泉佐野市に居住し、かつ、1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項により移住支援金対象者となった者のうち、交付決定を受けた年度以降においても、引き続き泉佐野市内に居住し、かつ泉佐野市内で就業しているときは、5カ年を限度として移住支援金対象者とする

(支援金の額)

第4条 移住支援金の交付金額は、単身の世帯の申請の場合にあっては年間20万円とする。

2 2人以上の世帯の交付申請の場合にあっては前項の額に、申請者を除く世帯員1人につき

年間10万円を加算する。ただし、前条第1項第3号の要件を満たさないときは、単身の世帯とみなす。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、泉佐野市移住支援金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書又はその他本人確認ができる書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 転入前の住所地の住民票除票又は戸籍附票の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、泉佐野市移住支援金交付(不交付)決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、泉佐野市移住支援金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、泉佐野市移住支援金交付決定通知書再交付申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに泉佐野市移住支援金交付決定通知書(再交付)を申請者に再交付するものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金があるときは、期限を定めてその支援金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付決定の内容又は要件に違反したとき 支援金の全額
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき 支援金の全額
- (3) この要綱に違反したとき 支援金の全額
- (4) その他市長が支援金を交付することが不相当と認めたとき 支援金の全額
- (5) 申請日から1年未満で市外へ転出したとき 支援金の全額
- (6) 交付決定を受けた年度の途中で市外に転出したとき 1年間の支援金額

- (7) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき 支援金の全額
- (8) 交付決定を受けた年度の途中で支援金の要件を満たす職を辞したとき 1年間の支援金額

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、支援金を返還させるときは、泉佐野市移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書により、交付決定者に通知するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、支援金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、現地調査を行い、または申請者もしくは交付決定者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。

別表（第3条関係）

申請区分	要件
就業	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 勤務地又は就業地が泉佐野市内に所在すること。 (2) 週20時間以上の雇用期間に定めのない無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。 (3) 就業先の法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
起業	1年以内に泉佐野市内に事業所を設け、「個人事業の開業届出書」または「法人設立届出書」を税務署に提出していること。
テレワーク	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。